○内閣農林水産省令第十六号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、中小漁業融資保証法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月一日

内閣総理大臣　菅　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎

中小漁業融資保証法施行規則等の一部を改正する命令

（中小漁業融資保証法施行規則の一部改正）

第一条　中小漁業融資保証法施行規則（昭和四十九年大蔵省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（漁業の指定） **第一条**　中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。 一　以西底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「漁業許可省令」という。）第二条第二号に掲げる漁業をいう。） 二　大中型まき網漁業（漁業許可省令第二条第七号に掲げる漁業をいう。） 三　かつお・まぐろ漁業（漁業許可省令第二条第十二号に掲げる漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）をいう。） **第二条～第十三条**　（略） （報告） **第十四条**　令第十二条第三項の規定による報告は、遅滞なく、文書でしなければならない。	（新設） **第一条～第十二条**　（略） （報告） **第十三条**　中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）第十二条第三項の規定による報告は、遅滞なく、文書でしなければならない。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第二条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第十条の十四**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　（略） 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ・ロ　（略） ハ　法第十一条の五に規定する特定貯金等（ハを除き、以下「特定貯金等」という。）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第十条の十四**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　（略） 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ・ロ　（略） ハ　法第十一条の五に規定する特定貯金等（ハを除き、以下「特定貯金等」という。）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の